

【 報 告 事 項 】

- 1 平成 21 年度地域包括支援センター実績報告について
・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 平成 21 年度地域密着型サービス部会に係る年度末報告
について
・・・・・・・・・・ 11 頁

報告事項 1 平成 21 年度地域包括支援センター実績報告について

1 地域包括支援センター基本事業の実施状況

(1) 指定介護予防支援事業

介護予防サービス計画書の作成業務は、当初の想定よりもセンター業務全体に占める割合が大きかったことから、職員の専門性の向上や業務体制の見直し等により事業の効率化を図り、業務割合の縮小に努め、積極的にその他の地域ネットワークづくり業務等に取り組んだ。

【業務全体に占める指定介護予防支援事業の割合】

H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年 12 月末現在
53.43%	48.97%	46.41%	45.69%

介護予防サービス作成件数は微増（12月までの合計 20,244 件。現状で推移した場合の 3 月までの見込みは 26,992 件）。管理割合は横ばいで推移。

区 分	H19 年度		H20 年度		H21 年 12 月末現在	
		うち新規		うち新規		うち新規
委託件数	15,014	600	14,781	661	11,392	470
直営件数	10,518	430	11,539	406	8,852	270
合 計	25,532	1,030	26,320	1,067	20,244	740
管理割合	委託	58.8%	56.2%	56.3%		
	直営	41.2%	43.8%	43.7%		

(2) 特定高齢者把握・介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者とされた方々に対し、積極的に介護予防教室への参加を促した。

区 分	H19 年度	H20 年度	H21 年 11 月末現在
特定高齢者候補者数	5,320	3,950	3,562
特定高齢者候補者数 / 高齢者数	6.45%	4.69%	4.19%
特定高齢者数	2,733	2,868	3,353
特定高齢者数 / 高齢者数	3.32%	3.41%	3.95%
介護予防事業利用実数	298	419	375

(3) 総合相談事業

より多くの情報が寄せられるよう地域への働きかけを行った（民生児童委員各地区定例会への出席、区長・隣組長等地域関係者への働きかけ）。

平成 21 年度総合相談対応件数及び訪問件数（平成 21 年度より統計開始）

区 分	H21 年 12 月末現在
総合相談対応延件数	1,553 件（月平均：173 件）
総合相談に関する訪問延件数	3,370 件（月平均：375 件）

担当職員 1 人あたり訪問件数 1 日約 2.5 件（業務換算）

全業務に対する訪問件数 19,296 件（月平均：2,144 件）

職員 1 人あたり 1 日約 1.8 件

(4) 権利擁護事業

高齢者虐待

ア 12 月までの相談件数は 66 件。現状で推移した場合の 3 月末までの見込み件数は 88 件。

イ 66 件のうち虐待と認定した件数は 39 件。

虐待の種別は、身体的虐待 28 件、心理的虐待 20 件、経済的虐待 19 件、放棄・放任 12 件（重複有）。

虐待者の内訳は、同居の息子 22 件、別居の息子 6 件、夫、同居の嫁、同居の娘各 4 件など（重複有）。

相談は、ケアマネジャーから 18 件、本人より 14 件、家族・親類より 6 件など（重複有）。

【相談件数及び虐待ケア会議開催数】

区 分	H19 年度	H20 年度	H21 年 12 月末現在
虐待相談件数	64 件	84 件	66 件
虐待ケア会議開催数	34 回	39 回	29 回

成年後見

ア 相談件数は横ばい。

イ 申立てにつながる相談が増加している。

区 分	H19 年度	H20 年度	H21 年 12 月末現在
成年後見相談件数	45 件	46 件	29 件

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地区内の介護支援専門員等を対象に情報交換会、勉強会等を実施したほか、地区内の居宅介護支援事業所を訪問するなどし、介護支援専門員からの個別相談に対応。

地域内介護支援専門員に対する支援（平成 21 年度より統計開始）

区 分	H21 年 12 月末現在
困難事例に対する支援、制度説明等	545 件（月平均：60 件）
訪問件数	261 件（月平均：29 件）

介護支援専門員会議の開催数・参加者数（平成 20 年度より統計開始）

包括	H20 年度		H21 年 12 月末現在	
	年間開催数	延べ参加者数	年間開催数	延べ参加者数
平	9 回	170 人	7 回	193 人
小名浜	4 回	118 人	3 回	79 人
勿来	4 回	74 人	3 回	132 人
常磐	12 回	194 人	9 回	214 人
内郷	10 回	215 人	10 回	204 人
四倉	4 回	68 人	7 回	77 人
小川	5 回	41 人	3 回	33 人
合計	48 回	880 人	42 回	932 人

(6) 地域ネットワークづくり

業務全体に占める地域ネットワークづくり事業の割合（H18 度直営）

様々な相談に対応できる体制づくり、適切な専門機関との連携による支援を行うことができるよう、各種関係機関・団体との連携構築（地域ネットワークづくり）に努めた。

H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年 12 月末現在
2.84%	5.72%	10.32%	10.75%

地域ケア会議開催状況

地域の人々が地域の課題に気づき自ら動き出すことのできる環境づくりを目的として開催。

地区	開催エリア	協議内容等	21年度 開催回数 (12月末)	延べ 参加 者数	2・3月の 開催予定有 無
平	中平窪	(平窪地区ケア会議を進めてきた中で、地域の人的状況等から下平窪高齢者見守り隊発足。) 中平窪での実施について今後検討。			2月中旬に平窪見守り隊会議開催予定
小名浜	泉ヶ丘	地区内にあった唯一のスーパーが閉店。車を持たない高齢者の移動問題について、ボランティア移送の課題を検討。	1回	15名	検討中
	江名	見守りネットワーク活動実現に向けた協議。	1回	42名	検討中
勿来・田人	勿来 二小 ・二中	見守りネットワークの仕組みづくりについて協議。(マップ作成などを実施)	3回	127名	3月までに2回開催予定
	みちくさ 処 (関の子 広場)	地域の見守り活動、問題解決の仕組みづくりについて協議。	16回	90名	3月までに6回開催予定
	みちくさ 処 (マルト 窪田店)	地域の高齢者が気軽に立ち寄り、話ができる場作り。地域の現状把握と相談対応。	17回	85名	3月までに6回開催予定

	みちくさ 処 (植田街 なか)	市(支所)と連携し、地域の高齢者が気軽に立ち寄り、話ができる場作り。地域の現状把握と相談対応。	10回	52名	3月までに 3回開催予 定
常 磐 遠 野	下湯長谷 町	以下の内容について協議。 ・地域の具体的な生活課題を住民と共有する。 ・インフォーマルな社会資源の実態について把握する。 ・地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むきっかけづくりについて検討する。	2回	21名	2月に合同 の地域ケ ア会議を 開催予定
	桜ヶ丘		2回	19名	
	松が台		2回	27名	
	希望が丘 団地		2回	28名	
	釜の前 山の神前 白鳥勝丘		2回	21名	
内 郷 好 間 三 和	北好間北 二区	地域の高齢者の現状と課題を把握し、情報交換しながら地域の問題について協議。	2回	49名	3月までに 1~2回開 催予定
	上好間 (下組) 地区	生活支援を要する高齢者を早期に発見し、地域住民がなにかあったら地域に頼ることができ、必要な時に公的機関につなげられるような仕組みづくりについて協議。	3回	75名	
四 倉 久 之 浜 大 久	四倉地区 ケア会議	地域ケアを推進するため、医療、介護、福祉関係者、地域住民とのネットワーク構築について協議。	2回	116 名	3月に第3 回開催予 定

小川川前	小川 (山ノ入・淵沢地区)	高齢者の方々が安心して暮らし続けることができる地域づくりについて検討。	1回	20名	
合 計			23回	560名	

合計は、勿来・田人の「みちくさ処」を除いた数字。

「地域ネットワークづくり研修会」の開催
地域の関係機関や関係者を対象に地域づくり研修会を開催。地域ネットワークの必要性やネットワーク作りのきっかけ等について学ぶ。

《開催日時》平成21年12月19日(土)13:00~17:00

《開催場所》いわき明星大学

《内 容》 講演「つながりのある地域活動をつくるために」

講師 東日本国際大学 飯村史恵 准教授
地区別グループワーク

- ・地域の課題について話合う
- ・できそうなことに着目して解決方法を検討する

《参加者》157人

内訳：地域住民・関係者 55人
関係機関 47人
包括職員 55人

2 広報・啓発活動

高齢者の総合相談窓口として地域住民や保健・医療・福祉関係機関等に広く知っていただくための広報啓発活動をおこなっている。

(1) 広報誌の発行

平成21年1月に法人広報誌を発行。

平成21年度は2回発行し、地域包括支援センターの役割や介護予防の取り組みなどを紹介している。

【広報誌「結い」発行状況】

発行区分	主なテーマ	発行部数
創刊号(H21年1月)	「地域づくり」活動の紹介	4,700
第2号(H21年7月)	平成20年度地域包括支援センター活動報告	6,800
第3号(H22年1月)	介護予防、「高齢者見守り隊」の紹介	6,800

(2) 高齢者を対象とした広報活動

地域の高齢者に地域包括支援センターの役割や活動内容を紹介するなど、高齢者に向けた広報活動に力を入れた。

《広報活動例》

- ・ いきいきデイクラブ、サロン（44ヶ所）
- ・ 健康教室（25ヶ所）
- ・ 高齢者学級、公民館活動（6団体）
- ・ 老人会、長寿会（13団体） など

(3) その他地域における広報・啓発活動

《地域関係者》

- ・ 民生委員協議会におけるPR
- ・ 行政囑託員総会等
- ・ 地域内警察署・交番への訪問
- ・ 自治会会議（隣組会、区会など）への参加
- ・ 地域内薬局への訪問
- ・ 地域内医療機関、接骨院等への訪問
- ・ 金融機関、郵便局への訪問 など

《地域商業関係》

- ・ 地域内の商店・スーパーへの訪問
- ・ 地域内理美容店への訪問
- ・ 地域内新聞店への訪問
- ・ 地域内弁当・宅配業者への訪問
- ・ タクシー事業者への訪問
- ・ 商店会会合等への参加 など

《その他地域関係者、関係団体》

- ・ 地域内健康推進員への訪問
- ・ 介護者リフレッシュの集い（社協主催） など

3 関係団体との連携

(1) 地区保健福祉センターとの連携（情報交換の充実）

小地域担当者会議の開催

処遇困難事例や虐待ケースについて地区保健福祉センターと情報交換

やカンファレンス（例：配食サービスなど各種福祉サービスの利用調整や支援の方向、役割分担などについての協議など）、虐待ケア会議を開催している。（平成 21 年 12 月末開催回数：29 回）

- (2) 介護支援専門員会議の開催
上記のとおり

- (3) 地域ケア会議の開催
上記のとおり

- (4) その他関係機関との連携
地区消防署との連携による地域内高齢者の状況把握
火災予防週間に各地区消防署とともに地域内高齢者を訪問。
（訪問件数：1,040 件）

いわき地区電気ボランティアの会との連携
市内の電気工事業者有志により設立された電気ボランティアの会が火災予防のため一人暮らし高齢者宅を訪問し漏電チェック等を実施。その際に同行訪問を行った。（訪問件数：42 件）

各種会合等への出席など

- ・ 民生委員協議会への参加
- ・ 行政嘱託員総会等への参加
- ・ その他、広報啓発活動と併せて関係機関への訪問を実施

4 業務の平準化、専門性の向上

- (1) 管理者会議の開催
月 1 回定例開催し、情報交換や課題・業務の統一等に関する協議を実施。

- (2) 職種別会議の開催
職種毎（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の会議を開催し各センターの業務実施状況把握、及び標準的な業務のあり方等について検討。

(3) 職員研修の実施

【法人主催研修】

全体研修

全職員が参加し、土曜日に開催。

ア 地域づくり研修（平成 21 年 12 月 19 日）

- ・ 全国の事例に学びながら、これからの地域づくりについて考える。
- ・ 参加者 157名（民生委員、区長、老人クラブ、介護保険事業所、社会福祉協議会、行政、地域包括支援センター 等）

イ 他職種連携と協働（平成 22 年 3 月 13 日予定）

- ・ ケアマネジャーと地域包括支援センターの連携と協働について学ぶ（いわき市介護支援専門員連絡協議会との共催）
- ・ 参加予定者（ケアマネジャー、地域包括支援センター職員）

個別研修

各職員が選択し参加（最大 2 分野）

ア 法・制度

- ・ 医療制度（後期高齢者医療、高額医療等）
- ・ 自立支援法と介護保険制度の関係
- ・ 民法（財産管理、相続、遺言）
- ・ 税金の種類と概要

イ 権利擁護

- ・ 虐待相談への対応
- ・ 消費者被害

ウ 相談対応

- ・ 面接技法、面接のポイント

エ 医学知識

- ・ 高齢者に多い疾患についての基礎知識

オ 精神疾患

- ・ 精神疾患の基礎～医療的側面からの理解～
- ・ 精神疾患の方への対応・支援～支援者としての対応・支援～
- ・ 他機関連携

カ 認知症（県主催研修で対応）

- ・ 認知症への対応～医学的視点から～
- ・ 認知症への対応～ケアの視点から～

管理者研修

ア 目的

職場の管理者として必要な考え方や手法を、OJL（職場における自律的相互学習を通じて職場風土を改革し、個人と組織の成長を促す学習プロセス）を通して学ぶ。

イ 期日

（第1回）平成21年12月28日

（第2回）平成22年2月23日（予定）

ウ 参加者

地域包括支援センター管理者及び中堅職員（21名）

【外部研修への参加】

各職員がそれぞれに作成した年間研修計画に基づき、各種団体・機関等が開催する研修会へ参加。

報告事項 2

平成 21 年度地域密着型サービス部会に係る年度末報告について

平成 21 年 12 月から平成 22 年 2 月にかけて「地域密着型サービス部会」を計 3 回開催し、指定申請等のあった事業所の指定等について協議を行いましたので、各回における諮問事項等について次のとおり報告します。

1 第 4 回（平成 21 年 12 月 16 日（水））について

(1) 新規指定（計 1 件）

ほのぼのハウス（登録定員 18 人、「通い」定員 9 人、「宿泊」定員 3 人）

サービス種別	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
運営主体	ハート株式会社
事業所所在地	いわき市内郷高野町杉平 47 番地の 11（第 11 圏域 内郷）
指定年月日	平成 22 年 1 月 1 日

(2) 指定更新（計 2 件）

(3) 市町村独自基準設定に係る検討（詳細は後述）

(4) 事業変更等届出事項報告（計 1 件：「通い」定員増）

2 第 5 回（臨時単独開催：平成 22 年 1 月 15 日（金））について

(1) 市町村独自基準設定に係る検討（詳細は後述）

3 第 6 回（平成 22 年 2 月 10 日（水））について

(1) 新規指定（計 1 件）

小規模多機能型すばる（登録定員 25 人、「通い」定員 15 人、「宿泊」定員 9 人）

サービス種別	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
運営主体	医療法人 医和生会
事業所所在地	いわき市平谷川瀬字三十九町 25 - 2（第 1 圏域 平市街地）
指定希望年月日	平成 22 年 3 月 1 日

(2) 指定更新（計 2 件）

(3) 市町村独自基準設定に係る検討（詳細は後述）

(4) 事業変更等届出事項報告（計 1 件）

4 【市町村独自基準設定に係る検討について】

(1) 独自基準設定の背景

地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働大臣が省令によりこれを定めているところであるが、介護保険法第78条の4第4項及び第115条の14第4項の規定により、市町村が地域の実情等に応じてこれらの基準に代えて市町村独自の基準を設定することが可能である。

本市においては、これまで当該独自基準を設定していないものであるが、平成20年12月26日に発生した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所における火災事故を受け、平成20年度第6回地域密着型サービス部会（以下「部会」という。）において、「主に防火安全対策に関連した独自基準の設定」が必要であるとして、次年度以降継続協議事項とするとされた。

(2) 経過

平成21年度第2回部会（平成21年7月15日開催）において、市町村独自基準設定に要否の検討を行い、「主に防火安全対策に関連した本市独自基準の設定は何かの形で必要であること」及び「指針又は内規程度の基準が妥当であること」等意見を踏まえ独自基準の設定について具体的な協議を開始した。

その後、部会での4回の協議を経て、成案とした。

(3) 基準概要

対象

- ・ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者（以下「小多」という。）
- ・ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者（以下「GH」という。）
- ・ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者（以下「地域特定」という。）
- ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者（以下「地域特養」という。）

人員に関する基準

ア 夜間人員配置に係る省令基準上の緩和規定を適用せず、本来の省令基準どおり人員を配置する。（小多・GH）

種別	本来の省令基準	省令基準の緩和規定
小多	宿泊利用者がいる場合は、夜勤1名以上＋宿直1名	宿泊利用者がいる場合で、夜間の訪問サービス利用者に対する連絡体制が整備されていれば、事業所内で宿直する必要はない。（夜勤1名でよい。）
GH	1ユニット(9人)に1人以上	利用者の処遇に支障がない場合、2ユニット(18人)まで1人で可。

イ 夜間人員配置に係る緩和規定等は存しないことから、省令基準以上の追加人員配置の検討を求める。(地域特定・地域特養)

種 別	夜勤の人員基準	種 別	夜勤の人員基準
地域特定	1名以上	地域特養	2ユニットで1名以上

設備に関する基準

- ・消防法令上の必要性の有無にかかわらず、各対象事業に係る建物にはすべてスプリンクラー等設備を設置する。

運営に関する基準

- ・消防計画等を立て、計画的に避難、救出等訓練を実施する。
- ・当該訓練のうち年間2回以上は特に夜間における非常災害発生を想定し実施する。
- ・当該夜間想定訓練のうち少なくとも1回は地域の消防機関と連携の上実施する。
- ・地域の消防機関への迅速な通報体制を従業者に周知徹底する。
- ・平時から地域との連携・協力を努める。
- ・管理者が当該規定遵守のため必要な指揮命令を行う。

遵守状況の公表

- ・事業者は、原則毎年度4月1日時点の遵守状況を4月末日までに報告する。
- ・事業者は、年度途中で現況に異動があった場合は、異動のあった日から10日以内に異動後の状況について報告する。
- ・市は、事業者からの現況報告を受け、基準の遵守状況を公表する。

実施時期及び猶予期間

- ・平成22年4月1日より実施する。
- ・既存施設・事業所におけるスプリンクラー等設備設置については平成24年3月31日まで適用を猶予する。(改正消防法施行令に定める既存施設に係る猶予期間に同じ)

(4) 今後のスケジュール

平成22年3月初旬	起案、決定後事業者等に対し周知
4月1日	指針実施
平成24年3月31日	既存施設等に対する設備基準遵守猶予期間終了

用語解説

地域密着型サービス	高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される介護サービス。
介護保険法第 78 条の 4 第 4 項	指定地域密着型サービス事業の基準を定める条文。
介護保険法第 115 条の 14 第 4 項	指定地域密着型介護予防サービス事業の基準を定める条文。
小規模多機能型居宅介護	居宅で、通所や短期間宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする介護サービス。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする介護サービス。 認知症高齢者グループホームやグループホームとも呼ばれています。
地域密着型特定施設	特定施設（＝有料老人ホーム等）で、入居者が「要介護者と配偶者等に限られる」介護専用型の施設で、入居定員が 29 名以下の施設。
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設において、要介護である入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする介護サービス。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 名以下の特別養護老人ホーム。 できるだけ居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与など、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、入所者が能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする介護サービス。
ユニット	居室（使い慣れた家具等を持ち込むことができる個室）と共同生活室（小人数の家庭的な雰囲気の中で生活することができる部屋、居宅における居間に相当する部屋）等によって構成される場所。

参考：介護報酬の解釈 2 指定基準編 社会保険研究所
介護保険制度の解説 社会保険研究所